

北本総合公園運動施設予約システム ご利用の手引き

北本総合公園管理事務所(指定管理者 株式会社矢口造園)
北本市古市場1丁目167番地 TEL048-592-4050 Fax048-592-4055
<http://www.kitamoto-sogokoen.com/>

この予約システムは、北本総合公園屋外運動施設を利用する皆様がより便利にご利用いただくため、平成18年12月4日(総合公園有料施設のみ)からインターネットに接続したご家庭のコンピュータで施設の空き状況の問い合わせや予約手続きなどをしていただくシステムです。

なお、屋外無料運動施設については平成19年度より開始予定です。

このシステムをご利用いただくためには、事前に利用者登録をしていただく必要があります。

利用者登録

1. 登録できる人

(1) 団体登録

複数のメンバーで構成されてる団体の代表の方(満18歳以上の方)に登録していただきます。

登録した利用団体は代表者を代えて複数に登録することはできません。

(2) 個人登録

中学生以上の方を対象とします。

2. 登録の種類

(1) 団体登録

北本市内在住、在勤、在学の登録人数が1/2を超える団体

桶川市、鴻巣市在住

市内料金が適用されます

ただし、事業所を単位とした利用の場合は**市内料金**となります

市外(、以外)の団体)

市外料金が適用されます。

(2) 個人登録

市内在住、在勤、在学

桶川市、鴻巣市在住

市内料金が適用されます

市外(、以外)

市外料金が適用されます。

3. 登録申請に必要なもの

(1) 団体登録

登録申請書(団体用)

メンバー登録表

氏名、住所(在勤、在学の場合は勤務先または学校)、電話番号が記載されたもの

北本市・北本市教育委員会関係各課、北本市体育教会およびリクリエーション

協会に加盟する各種連盟・団体については、**メンバー登録表は不要です。**

提示いただくもの

北本市、桶川市、鴻巣市在住の団体

代表者の健康保険証、自動車運転免許証、住民票の写しなど住所地在りが明記されたもの

北本市内在勤の方

代表者の社員証、健康保険証など勤務先が明記されたもの

北本市内在学の方

代表者の学生証など

(2) 個人登録

登録申請書(個人用)

提示いただくもの

北本市、桶川市、鴻巣市在住の方

健康保険証、自動車運転免許証、住民票の写しなど住所地在住が明記されたもの

市内在勤の方

社員証、健康保険証など勤務先が明記されたもの

市内在学の方

学生証など

4.登録カードについて

利用者登録をしていただいている方には、利用者登録カードをお渡しします。登録申請等が集中した場合は、カードのお渡しがお後日になることがあります。登録申請書を提出の際、スタッフにご確認下さい。

登録カードにはシステムをご利用いただくために必要な利用者登録番号(ユーザーID)が記載されていますので大切に保管してください。

登録カードは、登録された団体、個人のみが使用できます。他人に貸したり譲渡したりしないで下さい。

登録カードを紛失された場合は、すみやかに北本総合公園管理事務所にご連絡下さい。

5.暗証番号について

数字4桁を申請書にご記入下さい。暗証番号は予約時に必要になります。忘れないようご注意ください。又、他人に漏らさないでください。

6.利用者登録の期限について

今回申請いただく利用者登録のご利用期限は、平成21年3月31日

7.登録申請の受付について

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて北本総合公園管理事務所窓口へ提出してください。

8.登録内容の変更

個人の住所や団体の代表者の住所等、登録の内容に変更が生じたときは、必ず変更の申請をしてください。

北本総合公園管理事務所ホームページアドレス

<http://www.kitamoto-sogokoen.com/>

ホームページのトップ画面から「オンライン予約」をクリックしてください。

システムが使える時間

24時間利用可能です。

空き状況照会について

空き状況照会は、利用者登録をしていなくても利用できます。

予約方法について

インターネットでの仮予約が可能です。

仮予約出来るのは、3ヶ月前の同一日(午後10時)から利用日の前日までです。

なお、3ヶ月前の同一日の申し込みが出来ない場合は前々日分と合わせて受け付けます。

(例 5月29日～5月31日は2月に申し込み相当日がないので、3月2日に6月1日分と合わせて受け付けます。7月31日の場合も同様です。)

インターネット予約は事務所窓口受付より14時間遅くなることをご了承下さい。

3ヶ月前の同一日と当日利用の申し込みは事務所窓口のみの受付となります。

ただし、窓口での受付時間は午前8時から午後7時までです。

予約の完了について

有料施設は事務所で利用料お支払い後、許可書を受け取った時点で本予約になります。

無料施設についても同様に事務所で許可書を受け取った時点で本予約になります。

屋外無料運動施設については平成19年度より開始予定です。

仮予約の取り消しについて

仮予約完了後は原則として取り消しはできません。ただし、事務所にて入力ミス等による誤予約と認められた場合は仮予約の取り消しを行います。

利用料の納入について

仮予約登録完了後、予約画面にある「体育施設利用申請書」を印刷の上、登録カードと所定の利用料を添えて北本総合公園管理事務所の窓口へ提出してください。

納入期限は仮予約登録日から7日以内です。

利用日の変更について

一旦納入された利用料金は原則返金できません。

ただし、天候やグランドコンディション等による管理者側の都合で利用許可の取り消しを行った場合は返金を行います。

自己都合による変更は1回限りです。

取り消しを行う利用日の1週間前の同一日までに利用許可書をご持参の上、総合公園管理事務所の窓口にお越し下さい。

利用者登録の取り消しについて

利用料金を納入しなかった場合、あるいは重複予約を繰り返された場合等、指定管理者が不適切な利用と判断した場合、利用者登録を取り消しさせていただくことがあります。

大会での施設利用について

大会で施設を利用する場合は、インターネットでの予約はできません。電話でお問い合わせください。

付属設備の利用申込について

大会等で利用する、長机、椅子、各施設の放送設備等付属設備の利用申込は、数量に限りがありますので、施設予約後できるだけ早く申し込んでください。

北本市の屋外体育施設利用案内

有料体育施設(総合公園内)

休業日

毎月第4月曜日、年末年始(12月28日～1月3日)、
その他、管理上必要と認めた日。

利用時間

4月～9月 午前8時から午後6時
10月～3月 午前8時から午後4時

施設料金表(1時間あたり)

施設名	貸出面	利用料	夜間照明料
多目的広場	半面	500円	1,500円
	全面	1,000円	3,000円
テニスコート	1面	250円	-
野球場	全面	1,500円	(半灯) 3,500円
			(全灯) 7,000円
市外(鴻巣市、桶川市を除く)の方は、上記利用料が5割増しとなります。			

有 料	多目的広場(A面・B面)		
	利用種目	全面	野球(練習)・サッカー
		半面	ソフトボール 少年野球 少年サッカー
	テニスコート		
	テニス		
	クレーコート...4面		
	ハードコート...5面		
	野球場		
	野球		
	硬式野球については制限があります。 総合公園管理事務所に問い合わせ下さい。		

無料体育施設

休業日

管理上必要と認めた日。

利用時間

午前6時から午後6時まで。

無 料	深井スポーツ広場(深井4丁目136番地)	
	利用種目	野球・ソフトボール グラウンドゴルフ ゲートボール
	中丸スポーツ広場(中丸9丁目25番地)	
	利用種目	少年野球 ソフトボール 少年サッカー

無 料	高尾スポーツ広場(高尾地内)	
	利用種目	サッカー ソフトボール
	天神下公園(A面・B面)(石戸宿地内)	
	利用種目	野球・ソフトボール 原則、半面使用 サッカーゴールはありません。
	宮内スポーツ広場(宮内6丁目277番地)	
	利用種目	少女ソフトボール グラウンドゴルフ ゲートボール
	北本宿緑地公園(北本宿1丁目87番地)	
	利用種目	グラウンドゴルフ ゲートボール

問い合わせ先

北本総合公園管理事務所 北本市古市場1-167番地 TEL 048-592-4050 FAX 048-592-4055